

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市男女共同参画審議会(令和元年度第2回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205(直通)		
開催日時		令和元年7月30日(火)午後3時~午後5時15分		
開催場所		相模原市役所第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	10人(別紙のとおり)		
	その他	0人()		
	事務局	4人(市民局次長、人権・男女共同参画課長、他2名)		
公開の可否		可 不可 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議題 次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について 2 その他		

審 議 経 過

次第に沿って永井暁子会長により議事が進行した。

(〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言)

1 議 題

次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について

事務局から資料1に基づき、次期さがみはら男女共同参画プラン(素案)について説明し、参考として資料2を配布した。主な意見等は次のとおり。

【資料1：第1章 計画策定に当たって】

4ページの図表4に記載のある「教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合」については、中学校に比べて小学校のほうが女性管理職割合が高いといった小中学校の差に留意しながら、施策等を進めていただきたい。

6ページの「図表8 地域社会(自治会、NPO等)における男女の平等感[全国・政令指定都市との比較]」について、一見、相模原市と全国の結果に大きな差があるように見えるため、計画を読んだ人に誤解を与える懸念がある。

本市のみの結果を、経年で記載することとする。

12ページ上部に記載のある固定的性別役割分担意識に関する現状と課題について、「(前略)情報発信や啓発事業の内容を充実させることが必要です。」との記載があるが、情報発信や啓発だけではなく、「社会に対する積極的な働きかけ」や「アクションプログラム」といった文言を用いて、具体的な行動の必要性についても明記いただきたい。

人の意識の変容に焦点を当てている項目となるため、意識を変えるための手段として、情報発信や啓発といった記載をしている。男女共同参画の推進に係る具体的な行動の必要性については、4ページ「(2)政策・方針決定過程への女性の参画」等の他項目に記載してあるが、いただいた御意見を参考に、記載については検討させていただきたい。

12ページ「図表18 固定的性別役割分担意識(男女別)[相模原市]」について、年代別のデータも必要なのではないか。

年代別の意識差も考慮した上で実際の事業は進めていくが、計画上は全体的な

現状把握が必要であるため、年代別データの掲載はしない考えである。

若年層に対する情報発信のあり方については、SNSの利用検討が必要である等、今後の課題であると考えます。

19ページの「DV被害者・加害者の状況」の中に、図表34及び35を用いた相談状況に関する記載があるが、「DVに関わる相談の状況」という表題の現状と課題もあるため、記載方法について検討が必要である。

記載方法について検討させていただく。

【資料1：第2章 計画の基本的な考え方】

24ページ「3 位置づけ」について、「次期さがみはら男女共同参画プラン」、「さがみはら女性活躍推進プラン」、「さがみはらDV対策プラン」の3プランの関係性はどのようなものなのか。

「次期さがみはら男女共同参画プラン」の一部として、「さがみはら女性活躍推進プラン」や「さがみはらDV対策プラン」を位置づけている。

24ページ「4 計画期間」について、次期プランと、次期プランの上位計画にあたる次期相模原市総合計画の計画期間は一致しているのか。

令和2年度から令和9年度までの計画期間で一致している。

25ページ「6 重点項目」の中の「[1] 多様な価値観の包摂による男女共同参画の推進」について、多様な価値観を様々な分野に反映させることによって男女共同参画を推進していくという意図であるかと思うが、実際の記載内容が、男女共同参画を推進することで多様な価値観が様々な分野に反映されるという流れになっているように見受けられるため、記載について検討いただきたい。

25ページ「6 重点項目」の中の「[3] 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革」について、記載の元となる数値データ図表の変更等があった場合は、記載方法についても併せて変更を検討する必要がある。

25ページ「6 重点項目」の記載方法について、事務局から、より簡潔な記載にしたほうがよいかという問いかけがあったが、1段落目に課題を記載し、2段落目に重点的に取り組むべき内容を記載するという現在の形式のほうが分かりやすい。

25ページ「6 重点項目」の記載については、いただいた御意見を参考に検討させていただく。

27ページ「7 計画の体系」に記載のある、基本方針 の「施策の方向1 多様な価値観の包摂による男女共同参画の推進」について、事務局からの修正案として「あらゆる分野への多様な価値観の反映による男女共同参画の推進」が提案されたが、「多様な価値観を反映させての」や「多様な価値観を取り入れた」といった表現はどうか。

「包摂」という表現は一般的ではないため、使用は控えた方がよいと思う。

いただいた御意見を参考に、「包摂」という表現を用いない記載について検討させていただく。

27ページ「7 計画の体系」中の、「さがみはらDV対策プラン」にあたる基本方針 - 施策の方向1の「施策 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮」について、DVに関する問題は、国籍等を問わず対応すべき人権問題であるため、外国人や高齢者等を切り分けて記載する必要性はあるのか。

具体的な施策内容は47ページに記載しており、例えば、外国人であれば、多言語に対応した相談を実施する、高齢者であれば、高齢者虐待との関わりが深いこと等から、関係機関が連携して迅速な対応を行うといった、より支援を充実させるための内容を記載するために、切り分けて記載をしている。

DV被害者支援現場においては、外国人被害者が日本人加害者より身元保証書の記載をしてもらえず、在留期間更新許可申請ができない状況があったり、高齢被害者の支援過程において認知症の発症が判明することがある等、様々な問題に対する支援が必要であるため、外国人等を切り分けた施策の記載は必要かと思う。

【資料1：第3章 計画の内容】

28ページ「基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進」の指標として、前回会議では「消防吏員に占める女性の割合」が設定されていたが、削除した理由を伺いたい。

行政職員に係る指標として、教職員を除く市職員及び教職員の管理職に占める女性の割合に関する指標が他にあるため、消防吏員に関する指標については削除させていただいた。

ひとり親家庭に関する指標については削除したのか。

31ページ「指標番号5 児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労してい

る割合 子ども・若者政策課調整中」という形で記載している。実際の指標については、担当課と調整中である。

「ひとり親家庭」という文言を含む指標名としたほうが分かりやすい。

担当課と調整させていただく。

33ページ「施策3 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり」について、外国人市民が増加する中で、夜間中学の必要性も増してきていると思うが、施策の中に記載はしないのか。

教育局と調整させていただく。

33ページ「No.14 外国人市民が安心して暮らせる環境整備」と「No.15 外国人を親に持つ子どもへの学習支援」について、「外国人市民」と「外国人」という表現の違いについて伺いたい。

次期プランにおける「外国人市民」は、本市に住民票がある等といった本市に居住する外国人の方を全般的に指す用語として使用している。「外国人」については、住民票を必ずしも有していない外国人の方を指す場合に使用している。

34ページ「No.19 スポーツ活動等の支援と充実」について、主な所管局が教育局のみとなっているが、健康増進のための施策であることを踏まえると、健康福祉局も主な所管局となるのではないか。

スポーツ活動やレクリエーション活動については、生涯学習部等を含む、教育局が主な所管局となる。

36ページ「基本方針 男女共同参画の実現に向けた意識改革」の指標として、前回会議では「児童生徒に対して、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした学校の割合」があったが、削除したのか。キャリア教育は男女共同参画の視点から非常に重要であると考えます。

審議会、庁内双方から、教育現場における男女共同参画の推進状況を見る指標としては適していないのではないかという意見があったこと、また教育現場における男女共同参画はある程度進んでおり、事業は引き続き実施していくが、指標化する必要性は低いという判断から、削除した。

日本の中学校は受験に向けた指導に力を入れており、キャリア教育については手薄になっている印象がある。

私立の女子中学・高校については、キャリア教育に非常に力を入れている印象があるが、それ以外の共学や公立校については手薄になっている印象がある。

理系は男性、IT企業の就職は理系のほうがよいといった価値観が存在している中で、理系に進学した女性や、文系に進学したがIT企業に就職した女性等を講師としたキャリア教育を実施することは非常に意義があるものとする。

いただいた御意見を教育局に伝えさせていただく。

「男女平等に基づく教育」や「性差によらない教育」という表現はよく使用されているが、自治体において、「ジェンダー教育」という表現はあまり使用されていない。「キャリア教育」だけではなく、「ジェンダー教育」という用語も次期プランの中に盛り込み、相模原市として率先して使用してはどうか。

教育現場の中で、なかなか「ジェンダー教育」という用語が浸透しない印象はある。

教育局と調整の上、記載について検討させていただく。

46ページの指標番号11について、「いやがっているのに性的な行為を強要する」だけではなく、「平手で打つ」、「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」も刑法上は犯罪であるため、指標設定については留意が必要である。

46ページの指標番号11について、「身体的暴力」や「精神的暴力」等暴力の種別ごとに分けられて指標が設定されているが、暴言等の言語的暴力はどこかに含まれるのか。

分類項目については、国等を参考に設定しており、暴言等は精神的暴力に含まれると考えている。

46ページの指標番号11について、数を減らすのであれば、「精神的暴力」のうち「見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる」を削除し、より強力な暴力である「いやがっているのに性的な行為を強要する」のみとしてはどうか。ただし、数を無理に減らさず原案のままでもよいかと思う。

原案のままとさせていただく。

46ページの指標番号11の「平手で打つ」の目標値について、親の子どもに対する懲戒権への厳罰化に関する社会的議論があることも鑑みて、100%としてもよいのではないかと。

「100%」という目標値は、理想の値ではあるが、達成の可能性の低い努力目標値となる。指標番号11以外については、ある程度達成見込みのある指標設定となっている中で、指標番号11のみ異なる設定条件となることに懸念があ

り、事務局としても判断に迷っている。

指標番号11については、 から まで100%が妥当であるように思う。

刑法上の犯罪である、 、 、 については100%にせざるを得ないのではないか。

100%とすべきところではあるが、市民の意識において100%は難しいと思う。特定の指標を、こうあるべきという理想に基づいて100%に設定すると、他指標も理想に基づいて100%とすべきとなってしまうため、必ずしも100%の設定としなくてもよいのではないか。経年変化からの推計値に、市としての努力値を上乗せした目標値にしてはどうか。

100%は設定しない方向で再検討させていただく。

47ページ「施策2 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮」について、平成31年3月に神奈川県が策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」には、「性的少数者」も配慮対象者として記載されているため、相模原市でも記載してはどうか。

47ページ「No.58 男性被害者等への配慮」の中に含むという意図であったが、記載方法については検討させていただく。

【資料1：第4章 計画の推進に当たって】

51ページ「1 推進体制」の「(1) 庁内の推進体制」に関連して、女性職員の意見を中心に聞くために、女性職員から構成される会議体が必要であると考ええる。

女性職員向けの研修の中で意見を聞く機会を設けるといった案の提案を含めて、いただいた御意見については担当課に伝えさせていただく。

51ページ「1 推進体制」の「(4) 男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の実施」に関連して、市内事業所等における男性の育児休業取得率についても調査を実施いただきたい。

次回の調査実施時の検討事項とさせていただきたい。

53ページ「指標番号1 市の審議会等における女性の割合」の目標値が40%となっているが、「40%以上」や「45%」といった設定はどうか。

さがみはら男女共同参画推進条例第18条において、「(前略)男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければなら

ない。」との規定があること、また現状として女性委員の割合のほうが低いことから、まずは40%を確実に達成することを目標として設定している。

条例の規定が変わることはないのか。

状況に応じて見直しをする可能性はある。

53ページに記載のある指標番号2及び3において、市職員の管理職に占める女性の割合について指標設定をしているが、能力に応じて昇進していく人事評価制度なのであれば、指標として設定をする必要はないのではないかと。

過去、男女で採用数や教育内容、業務内容に差があったこと等が、現在の管理職に占める女性割合が低いという状況に繋がっていると考えられる。そのため、管理職になり得る過程を男女とも平等にするという取組が重要であり、その取組の成果をみる指標として、管理職に占める女性の割合を設定している。

53ページ「指標番号7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合」の基準値について、男女共同参画の根幹を成す意識であるにも関わらず、「調査未実施」となっているのはなぜか。

次期相模原市総合計画においても同じ指標を設定する予定となっており、当該指標設定のための基準値データについては、今後実施予定の調査により取得することとなっているため、「調査未実施」と記載している。なお、来年度以降は、毎年当該調査を実施する予定である。

53ページ「指標番号7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合」について、反対する市民の割合とするのか、賛成する市民の割合とするのかは検討が必要かと思う。

記載方法について検討させていただく。

2 その他

第3回の会議は、答申前最後の会議となり、令和元年9月17日(火)午後3時より相模原市役所本館2階第1特別会議室にて開催する。

以上

相模原市男女共同参画審議会委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属団体等	出欠
1	麻生 照子	公募委員	出席
2	岩永 良子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペース みずら	出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会	欠席
4	小林 政美	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	出席
5	竹内 祥子	相模原市退職校長会	出席
6	出口 忠夫	公募委員	出席
7	天明 信子	相模原市民生委員児童委員協議会	欠席
8	徳田 晃一郎	神奈川県弁護士会	出席
9	永井 暁子	日本女子大学 准教授	出席
10	永井 洋	神奈川県社会保険労務士会 相模原支部	出席
11	中西 泰子	相模女子大学 准教授	欠席
12	西岡 直子	相模原市医師会	欠席
13	長谷川 明	相模原商工会議所	出席
14	松岡 裕	相模原市 私立保育園・認定こども園 園長会	欠席
15	矢野 由佳子	和泉短期大学 准教授	出席